

令和7年第1回（3月）大磯町議会定例会

議 案 第 5 号 説 明 資 料

令和7年2月12日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
参考資料	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

子育て支援課

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

1 改正概要

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定めている本条例について、所要の改正を行うため、規定の改正を行います。

2 改正内容

(1) 食事の提供の特例の改正（改正箇所：第17条第1項第2号）

「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとします。

改正前	「栄養士」
改正後	「栄養士又は管理栄養士」

(2) 施行日

令和7年4月1日から施行します。

3 参考資料

家庭的保育事業等は、次の4つの事業を指します。

事業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	—
② 小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな・こびとのこや 楽友庵
	B型：A型とC型の間隔的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	—
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	—
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	—	—
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	保育所型：20人以上 小規模型：19人以下	—

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
目次 省略 第 1 章 第 1 条～第16条 省略 （食事の提供の特例） 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）省略 （2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）省略 2 省略 第18条～第22条 省略 第 2 章～第 6 章 省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	目次 省略 第 1 章 第 1 条～第16条 省略 （食事の提供の特例） 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）省略 （2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）省略 2 省略 第18条～第22条 省略 第 2 章～第 6 章 省略